

県産木材製品の新商品開発・県外販路拡大対策事業実施要領

令和4年5月11日付林第153号

第1 事業の趣旨

円滑な木材流通の出口対策を強化するため、高い商品力を持った県産木材製品の新商品を開発・投入するとともに、県外での需要を強く喚起する取組の実施によって、激化する他県との販売競争を勝ち抜き、県外販路のさらなる拡大を図ることとする。

第2 採択基準

本事業の補助対象とする新商品とは、県内で県産木材を製材する製材業者等が、新商品として、県外への出荷を始める県産木材製材品とする。

なお、現在開発途中の商品も補助対象に含めるものとする。

- 2 補助を受ける者が木材製品県外出荷しまね事業体連合（以下「事業体連合」という。）に未加入の場合は、速やかに事業体連合に加入するものとする。
- 3 補助を受ける者は、県が行う県産木材製品の販売促進事業に協力することとし、販売促進活動に必要となる新商品に関する情報を提供するものとする。
- 4 その他別表実施基準によるものとする。

第3 事業計画の作成

事業実施主体は、県産木材製品の新商品開発・県外販路拡大対策事業計画書（別記様式1）（以下「事業計画書」という。）を作成し、知事が定める日までに提出するものとする。

第4 事業計画の変更

事業実施主体は、重要な変更を行おうとするときには、県産木材製品の新商品開発・県外販路拡大対策事業変更計画書（別記様式2）（以下「変更計画書」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

第5 実績書の作成

事業実施主体は、県産木材製品の新商品開発・県外販路拡大対策事業実績書（別記様式3）（以下「実績書」という。）および新商品説明書（別記様式4）を作成し、交付要綱第7条に定める実績報告書（様式第3号）と併せて知事に提出するものとする。

第6 交付決定前の着手

補助事業の着手は、原則として県からの交付決定を受けてから行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は別記様式5を知事に提出するものとする。

第7 書類の提出

この要領に基づき事業実施主体が知事に提出する書類は、事業実施主体を所管する隠岐支庁または各農林水産振興センター、各農林水産振興センター地域事務所を經由して提出するものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。

(別紙)

実施基準

1 本事業を実施する目的について

本事業は、「販売競争を勝ち抜く商品力を持った新商品の開発」と「県外販路の開拓」を支援する取組であると同時に、農林水産基本計画の重点推進事項「製材用原木の需要拡大」及び「高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大」（製材用原木消費量アップ及び販売額アップ）に資する取組を対象とする。

(参考) 高品質・高付加価値製品とは（農林水産基本計画より抜粋）

高品質製品とは、JAS 法や建築基準法による大臣認定等により強度や乾燥などの性能が明確なもの、高付加価値製品とは実加工などの仕上げ加工、柱や板といった一次加工済み製材品の貼り合わせや、防腐処理などの高次加工を施すことで販売単価を高めたものを指します。

2 本事業が対象とする「製材品」について

本事業の対象とする商品は、県産木材製材品とする。

なお、「製材品」とは、主に「建築用材」、「家具建具用材」（家具等に使用する部材開発を含む）とする。

(本事業の対象とする製材品の例)

- 強度や乾燥など性能を明確にした高品質製品
- 実加工・仕上げ加工等による高付加価値製品
- 材料の選別等により差別化した高付加価値製品
- 製材品の貼り合わせや防腐処理等による高次加工製品
- 家具建具等用材（部材）として開発する製品

(本事業の対象としない製品)

- × 建具、家具、木工品、外構品、組立製品など木製品
- × 土木用資材

3 本事業が対象とする「新商品」について

(1) 本事業の対象とする新商品とは、新たに開発する製品のことを示す。なお、現在開発中の商品も対象に含める。（実施要領第2）

(2) 各製材所等がこれまで商品化したことのない、新商品の開発であることを明らかにするため、事業計画書に下記の事項を明記すること。

- ① 新商品の名称、説明、特徴
- ② 新商品の開発に向けたこれまでの取組状況
- ③ 課題、本事業で新たに取り組む事項
- ④ 解決する必要がある技術的な課題と具体的な対応策
- ⑤ 新商品の作成手段・体制等
- ⑥ 試験出荷
- ⑦ 販売戦略

(3) 各製材所等の既存の商品や、既存の技術・知見のみで製造可能な商品は原則承認しない。

4 新商品の販売先について

本事業の対象とする新商品は具体的な県外販売予定先があることを条件とする。

5 その他の留意事項

より多くの事業体が新商品開発に取り組めるよう、原則として新商品開発は1事業主体あたり1品までとする。

ただし、既に事業計画の承認を受けている事業主体が、他の新たな新商品の開発を目指そうとする場合はこの限りではない。

別記様式1

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事
様

住所
事業実施主体名
代表者の職氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業計画書

このことについて、県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業実施要領第3の規定に基づき提出します。

記

1 事業計画書 別紙のとおり

※別記様式3を添付のこと

別記様式2

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事
様

住所
事業実施主体名
代表者の職氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業変更計画書

このことについて、事業を変更したいので、県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業実施要領第5の規定に基づき提出します。

1 変更計画書 別紙のとおり

※別記様式3を添付のこと

別記様式3

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業

計画書
変更計画書
実績書

1 取組目標（成果）

① 新商品の名称・説明・特徴

② 新品開発に向けたこれまでの取組状況

③ 課題、本事業により新たに取り組む事項

④ 解決する必要がある技術的な課題と具体的な対応策

※どのような市場の要求に対し、どのような商品を開発し、どこへ販売していく計画であるかを記載すること。

2 達成方法

① 新商品の製作手段・体制等

② 試験出荷

③ 販売戦略

- ※どのように新商品の試作品を製作するのか、製作の手段や体制等を記載すること。
- ※試験出荷の出荷量、出荷先（都道府県）を記載すること。

3 経費内訳及び積算根拠

事業種目	経費区分	事業費 (円)	補助金 (円)	積算根拠
合計				

- ※積算根拠は、対象経費毎に積算し記載すること。

その他記載上の注意

- ※本書標題の「実施計画書」「変更計画書」「実績書」のうち、該当しないものを削除すること。
- ※実績書には、新商品開発（試作品作成、サンプル提供）、新商品の試験出荷（出荷状況等）の状況写真を添付すること。また、新商品説明書（別記様式5）およびカタログもしくは説明書を添付すること。

別記様式4

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業 開発新品 説明書

新商品名	
樹種	
部材種類	
製品種類	
寸法・規格等	
新商品の 説明・特徴	
開発ポイント	
開発製造者	

新商品の説明
写真・図面等

○出荷製品の例

○写真

別記様式5

番 号
年 月 日

島根県知事

様

住所
団体名
代表者の職及び氏名

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業交付決定前着手届

県産木材製品の新品開発・県外販路拡大対策事業補助金実施要領第6の規定に基づき、別記条件を了承のうえ届け出ます。

1 事業の内容

事業種目	数量	事業費	県補助金
	台	円	円

2 着手予定年月日

年 月 日

3 交付決定前の着工を必要とする理由

【別記条件】

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって導入し機器等に損失等が生じた場合、この損失は事業主体が負担すること。
- 2 交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合において、意義を申し立てないこと。
- 3 申請した事業内容について、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更を行わないこと。